



住民福祉課 お知らせ

お問い合わせは、
(☎63・3800)まで。

児童扶養手当 特別児童扶養手当 現況届のお知らせ

児童扶養手当及び特別児童扶養手当を受けている方は、毎年『現況届』を提出する必要があります。

期間は、児童扶養手当が8月3日～8月31日まで、特別児童扶養手当は8月12日～9月11日までとなっています。

この現況届は、受給者の前年の所得状況などを確認するものです。

現況届の提出がない場合、受給資格があっても手当が受けられない場合がありますので、忘れずに手続きをしてください。2年間この届を提出しないと受給資格がなくなります。

児童扶養手当

父母の離婚、死亡などによって父または母と生計を同じくしていない子どもや、父または母に一定の障害がある家庭の子どもを育てている方に、子どもが18歳に達する日以後の最初の3月31日（一定の障害がある場合は20歳未満）まで支給される手当です。

申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

手当の額(令和2年4月～)

児童扶養手当		
児童数	月 額	
子1人	全部支給	43,160円
	一部支給	43,150円～10,180円
第2子加算	全部支給	10,190円
	一部支給	10,180円～5,100円
第3子以降加算 (1人につき)	全部支給	6,110円
	一部支給	6,100円～3,060円

支給の時期 年6回(2か月分ずつ支給)

- 1月 (11、12月分)
- 3月 (1、2月分)
- 5月 (3、4月分)
- 7月 (5、6月分)
- 9月 (7、8月分)
- 11月 (9、10月分)

特別児童扶養手当

20歳未満で身体や知的または精神に中程度以上の障害もしくは長期にわたる安静を必要とする病状にある児童を監護している父もしくは母、または父母に代わって児童を養育している方に支給されます。

申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

手当の額(令和2年4月～)

特別児童扶養手当	
級	月 額
1 級	52,500円
2 級	34,970円

支給の時期 年3回(4か月分ずつ支給)

- 4月 (12月～3月分)
- 8月 (4月～7月分)
- 12月 (8月～11月分)



敬老会中止のお知らせ

日高町では、敬老の日をお祝いして、70歳以上の高齢者のみなさまをご招待し、敬老会を9月下旬に開催してきました。

しかし、本年度はコロナウイルス感染拡大防止の為、開催しない事となりました。

敬老会を楽しみにされていた方には、申し訳ありませんが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

在宅育児支援の「家内」

多子世帯の0歳児を対象に、在宅育児支援を行います

対象となる乳児

- (1) 日高町内に住民登録を有していること
- (2) 生後2か月を超え、満1歳に満たないこと
- (3) 次のいずれかに該当すること
 - ・ 同一世帯内の第3子以降
 - ・ 市町村民税所得割合算額が77,101円未満である同一世帯内の第2子

支給額

対象となる乳児一人当たり

月額15,000円

(最大10か月で15万円)

※支給を受けることができる方にも要件があります。

- ・ 職場復帰を前提とした育児休業給付金を受給していないこと
- ・ 保育所等に預けていないこと

など

詳しくは、住民福祉課(☎

63・3800)まで。



75歳以上の方のお出かけを応援します

高齢者
外出支援事業

町では、高齢者の方が元気に安心して、買い物や通院などをしていただけるよう、バス・タクシー利用料金の一部を助成しています。是非ご利用ください。

助成額および有効期限

- ①お一人につき、1冊目は年間1万2000円分を助成券で交付します。
- ②2冊目以降は同様のものを、1万円で購入します。
- ③利用者証および助成券の有効期限は、交付した日から令和3年3月末までです。



対象者

- 町内に住民登録を有する75歳以上の方(昭和21年4月1日以前に生まれた方)



ご利用方法

- ①利用されるご本人が、利用料金のお支払いの際に「利用者証」を乗務員に提示のうえ、助成券をお渡してください。
- ②利用できるバス、タクシーは、下表の事業者です。

■タクシー会社

御坊第一交通	☎63・2002
川上タクシー	☎24・0200
中紀河南タクシー	☎24・1001
港タクシー	☎65・3100

愛あいケアタクシー	☎20・1090
印南交通	☎42・0105
南部タクシー	☎0739・72・2133
介護タクシーふくしん	☎20・5272

■バス会社

御坊南海バス	☎22・1020
--------	----------

中紀バス	☎65・2222
------	----------